

## 国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 医療保険制度改革について

(1) 厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、平成27年度から実施された保険者への財政支援の拡充1,700億円とあわせ、平成29年度からの後期高齢者支援金への全面総報酬割導入による更なる国費1,700億円の投入を確実に継続して実施すること。

(2) 医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(3) 新たな制度の詳細について、都市自治体と引き続き十分協議し、その意見を反映すること。

特に、都道府県と市町村の役割分担、国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法等については、都市自治体の意見を十分尊重すること。

(4) 都道府県が決定した市町村の標準保険料率や納付金額に不服のある場合、市町村の不服申し立てを受ける中立的機関の設置を検討すること。

(5) 新たな制度の施行に際しては、被保険者の保険料（税）負担が急激に増えることのないよう必要な措置を講じること。

(6) 新たな制度の施行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、国による周知、早期の政令改正、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。

(7) 医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新たな制度の発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、システム改修等については、制度が円滑に運用できるよう、十分な準備期間を確保すること。

(8) 新たな制度の施行に際しては、都道府県間の格差が生じることのないよう、市

町村の事務の軽減を図りつつ広域化・効率化を推進すること。

- (9) 新たな制度の施行後における都道府県と市町村の役割分担の在り方の検討に当たっては、財政運営の責任主体となる都道府県が保険者として更なる機能を担うよう、責任の明確化を図ること。

## 2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (2) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体を実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものである。それにもかかわらず、同事業を実施している市町村に対し、ペナルティーとして療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることが、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を直ちに廃止すること。

- (3) 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設すること。

- (4) 高額なレセプト等の発生により国保保険者が予期し得ない医療費の増加が生じていることや、今後も医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が見込まれることから、特別な財政支援を講じること。

- (5) 療養給付費負担金について、交付額が減少することのないよう、算定方法を見直すこと。

- (6) 前期高齢者財政調整制度による被用者保険等からの交付金について、交付額精算が2年後とされている制度を見直し、各年度の医療費負担額に見合う額との乖離を解消すること。

- (7) 制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等の都市自治体の負担増に配慮し、必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

- (8) 特定健康診査・特定保健指導について

① 特定健康診査・特定保健指導の充実を図るため、検査項目や基準単価につい

て、実態に即した見直しを行うこと。

- ② 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者支援金の加算・減算措置を速やかに撤廃すること。
- (9) 生活習慣病重症化予防の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- (10) 医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進を図り、数量シェア目標値の達成に向けて必要な措置を講じるなど、実効ある対策を推進すること。
- (11) 保険医療機関の診療報酬不正請求について、防止する仕組みの強化、指導・監査権を有する機関による告発の取扱いの厳格化及び監査後の不正請求額算定の迅速化を図ること。また、不正請求額の返還請求権の時効期間を法令により定めること。
- (12) 被保険者間の負担の公平を確保するため、実効ある保険料（税）徴収対策を講じること。

### 3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 保険料軽減措置の見直しに当たっては、被保険者の負担感に十分配慮すること。  
また、被保険者や現場に混乱を招かないよう、激変緩和措置等の具体的な内容を早期に提示するとともに、システム整備に対する十分な財政措置を講じること。
- (3) 健康診査の充実を図るため、検査項目について、実態に即した見直しを行うこと。
- (4) 保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

### 4. 大規模自然災害の被災地における被災者の命と健康を守るとともに経済的な負担を軽減するため、国民健康保険や後期高齢者医療における保険料の減免や一部負担金の免除等について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。

また、避難生活の長期化等により、医療費が増嵩し、保険料が大幅に減収することから、保険者の負担軽減のための総合的な財政支援措置を講じること。

### 5. 東日本大震災関係について

- (1) 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ

健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。

- (2) 被災者の生活再建を支援する国民健康保険制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。